

新潟市立西特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、「新潟市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、当校の全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定しました。

当校の児童生徒は、障がいにより人と関わることに困難を抱えていることもあり、児童生徒からの訴えは難しいことも想定されます。以下に示すように、教職員が日常的な観察や適切な関わりの支援を行うことが、いじめ防止の大きな役割となります。

1 いじめ防止に向けての教職員の姿勢

教職員は、子ども一人一人が尊重され、その良さが活かされるように日々の教育活動に専心しなければなりません。その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識を全職員で共有します。また、「いじめは絶対に許されない行為である」という前提のもと、学校全体でいじめ問題に真剣に取り組むという強い意志を示します。

2 いじめ対策のための校内組織の設置：「いじめ対策委員会」

- (1)メンバー：校長、教頭、学部主事、教務主任、特別支援 Co、学年主任、学級担任、生徒指導主事、養護教諭
- (2)委員会の開催：観察結果をもとに開催します。
- (3)内 容：日常の観察、児童生徒による学校生活アンケート、教職員による気になる行動アンケートを受け、校内いじめ対応ミーティングの開催
いじめの相談・通報の窓口
いじめの疑いに関する情報や児童生徒の行動観察による情報収集

3 いじめ未然防止の取組

「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」（新潟市いじめ対応リーフレット）を活用し、いじめを生まない学校風土づくりに努めます。

(1)心の通い合いを意識した活動の実践

① 心の基礎となる思いやりの心の醸成

生活目標の実践【道徳部】

- ・全校朝会では具体的な事例を提示し、重点内容への意識が高まるよう努めます。

※重点内容：「礼儀・あいさつ」「信頼・友情・協力」「感謝」

- ・友達や教職員と関わる中で、道徳的心情、判断力、実践意欲や態度など身に付けることができるように指導します。

② 感謝を伝える会の計画

児童生徒の実態に合わせた会を計画し、児童生徒それぞれが友達への感謝の気持ちを表現する機会を設定します。

(2)児童生徒一人一人が活躍できる学習活動の実践

- ① 一人一人の実態に合わせ、成就感を感じることができる学習活動を計画します。
- ② 児童生徒が活動の見通しをもち、安心して取り組めるよう支援します。
- ③ 一人一人の評価をきめ細かに行い、適切な課題を設定します。
- ④ 複数担任の連携を密にし、支援の共有化を図ります。

4 いじめの早期発見の取組

(1) 日常的な観察

何気ないひとこと、しぐさや表情の変化などをきめ細かく観察し、小さな変化を見逃さないようにします。

休み時間においても、職員が見守ったり、一緒に関わったりして、児童生徒の様子に目を配ります。

(2) いじめ調査の実施

年3回（6月、10月、2月）に学級担任による「気になる行動アンケート」児童生徒に対して「学校生活アンケート」を実施し、集計結果を教職員間で共有します。

(3) 複数の目で観察

普段と少しでも様子が違うと感じた場合は、学年担当や学部主事等に連絡し、より複数の目で当該児童生徒を観察します。

(4) インターネットを通じたいじめの発見

携帯等の利用の状況を把握し、見えにくいいじめに注意を払います。保護者と連携してインターネットの使用情報を共有し、児童生徒の行動を観察します。

5 いじめへの対処

(1) 速やかな情報共有

- ・ 特定の職員に抱え込まず、情報を共有し、組織で解決に当たります。
- ・ 担任が行動を観察し、普段と少しでも様子が違うと感じた場合は、学年主任および学部主事に報告します。複数の目で観察を行い、関わり方を修正します。

(2) 心のケア

- ・ 児童生徒一人一人の気持ちに寄り添い、受容や共感に努めます。児童生徒の声を真摯に受け止め、「耳」「目」「心」で傾聴します。

(3) 関係機関、家庭・地域と連携した取組

- ・ 福祉関係や家庭と情報を共有し協力して解決に当たります。
- ・ 家庭との連携を密にし、経過や今後の方針を丁寧に説明します。また、解決に向け随時経過を伝え、保護者の不安軽減に努めます。

6 教職員の研修の充実

いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図ることが必要です。

「新潟市のいじめ防止等のための基本的な方針」「西特別支援学校いじめ防止基本方針」について全ての教職員が研修を通して理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように努めます。